

発達障害と向き合う
参加者 医師から発達障害であることを伝えられたのは、子どもが保育園児の時でした。その時、目の前が真っ暗になったと感じるほどの衝撃を受けました。
 それ以来、子どもの様子を見守り、子どもの性格を知る中で工夫して育ててきました。発達障害を持つ子は、カッとなった大きな声を出したり、急に状況がわからなくなったりすることがあります。そんな時、声掛けをしてあげると落ち着きます。また、健常な子なら気に掛けないことでも、発達障害の子は素直に受け止めてしまうので、周りの人が少しずつ状況などを教えると安心します。保育園や小学校の先生、子どもの友達なども、同じように我が子を見守ってくれる大切な存在となっています。

つながりを持った支援体制
参加者 小学6年生までは、先生が、子どもができないようなことでも一度やらせてみて、それができたら自信を持てるように声掛けをして、子どもの特性を見ながら、できることを少しずつ増やしてくれました。
 中学校では、例えば数学の授業では、文章問題よりも基礎計算に重点を置く傾向があります。最初からできないと決めつけず、それぞれの特性を見ながら、教え方を変えてもらえたら良いなと思います。
 また、来年度、教育委員会改革がなされる中で、保護者と学校、市長や教育委員会が一体となった支援の体制ができることを望んでいます。子どものこれまでの状況をよく知る保育園や小学校の先生と中学校の特別支援学級の担任の先生とつながり、その子の性格を把握することで、一貫した支援ができるのではないかと思います。

発達障害を持つ中学生の保護者の皆さんから、子育ての大変さなどをお聞きし、市長と意見交換を行いました。

第13回
 とき 8月12日(火)
 テーマ 発達障害を持つ子どもへの支援
参加者
 発達障害を持つ中学生の保護者 4人

市民と市長のふれあいトークを開催しました
 閩秘書広報室 ☎32・2029

違法な不用品回収業者に注意！

閩環境事業所 ☎22-8255

家庭から出る廃家電などを収集・運搬・処分する業者は、「一般廃棄物処理業の許可」を受け、許可証を掲示しています。許可証を掲示していない、いわゆる「違法」の回収業者に依頼しないようにしましょう。



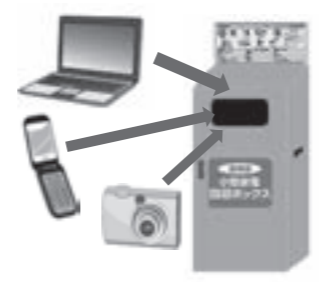
- 違法の回収業者への依頼は…
- ・不法投棄、不適正な処理や管理が行われ、環境汚染や健康被害が起きるなど、国内外で問題となっています
 - ・高額な回収料金を請求されることがあります

いらなくなった家電は「正しく」リサイクルしましょう

小型家電回収 利用上の注意

閩環境事業所 ☎22-8255

市では、小型家電回収ボックスを市内各所に設置しています。ご利用の際は、次の点にご注意ください。



- 利用上の注意**
- 個人情報はずり消去してください
 - 電池はできるだけ取り外してください
 - 回収ボックスの投入口(35cm×20cm)に入らないものは回収できません。「粗大ごみ」または「不燃ごみ」として処分してください
 - 投入した小型家電は返却できません

荒れている農地の再生費用を支援します

閩農業振興課(市役所4階) ☎32-2079

荒れている農地(耕作放棄地)を再生利用するための費用の一部を補助します。

- 対象者** 賃借などにより農地を耕作する農業者
- 補助の内容**
- ①再生作業(障害物除去や土づくりなど)
 - ・10アールあたり5万円を補助
 - ・重機を使用する作業で、再生作業に必要な経費が10アールあたり10万円を超える場合は、費用の2分の1を補助
 - ②土づくり(肥料、有機質資材の投入など)
 - ・①の補助を受けて土づくりを行った翌年度、さらに土づくりが必要な場合、10アールあたり2万5千円を補助

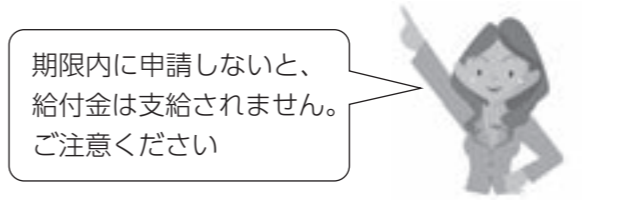


注意! 事前に手続きが必要です。手続き前に着工した場合は交付金が支払われません

お忘れなく

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請
 閩臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金対策室(市役所2階) ☎32-7004

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請期限は、平成26年10月1日(水)です。



- 申請上の注意**
- 臨時福祉給付金は、市民税が課税されている人や、市民税が課税されている人の扶養親族は、対象となりません
 - 公務員の人の子育て世帯臨時特例給付金の申請は、平成26年1月1日に住民登録をしている市町村で行ってください
 - 支給後、課税所得が変更になり、支給対象からはずれると、返金していただく場合があります
 - 申請期限を過ぎると、支給要件を満たしても支給対象にはなりません

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

一戸建て住宅の耐震診断費用を補助します

閩建築住宅課(市役所5階) ☎32-2099

市内の一戸建て木造住宅の耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

- 条件** 次の全てに当てはまること
- ①市内にある民間住宅(個人所有)
 - ②昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅(店舗併用住宅は店舗部分の面積が半分未満のもの)
 - ③構造が木造在来工法のもの
 - ④2階建て以下



補助金額の例

延床面積	耐震診断費用	補助金額(1棟当たり)
200㎡未満	42,000円	40,000円
200㎡以上 300㎡未満	52,500円	50,000円

吹き付けアスベストの調査・除去工事補助金

民間建築物の吹き付けアスベストの分析調査・除去工事費用を補助します。
補助額
 分析調査：補助対象経費(1棟25万円まで)
 除去工事：補助対象経費の3分の2以内(1棟400万円まで)

※詳しくは、お問い合わせください